

市第47号議案 横浜市手数料条例の一部改正（関係部分）

1 改正の趣旨

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に定める解体業及び破砕業の許可証の再交付手数料について、新設します。

また、浄化槽法に定める浄化槽清掃業の許可申請手数料及び許可証の再交付手数料について、改定します。

このため、横浜市手数料条例の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 自動車リサイクル法に定める解体業及び破砕業の許可証の再交付手数料の新設

自動車リサイクル法は、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図る仕組みとして制定された法律です。

許可制度となっている、解体業（廃車を解体し、エアバッグ類を回収し、自動車メーカー・輸入業者に引渡しを行う）、破砕業（解体自動車を破砕し、シュレッダーダストを自動車メーカー・輸入業者へ引渡しを行う）の許可証の再交付手数料について、新設します。

解体業の許可証の再交付手数料 5,000 円（新設）

破砕業の許可証の再交付手数料 5,000 円（新設）

(2) 浄化槽法に定める浄化槽清掃業の許可申請手数料及び許可証の再交付手数料の改定

浄化槽清掃業とは、下水道が整備されていない地域に設置されている浄化槽の汚泥を収集する業務です。

利用者負担割合の適正化を図るため、許可申請手数料及び許可証の再交付手数料について、改定します。

浄化槽清掃業の許可申請手数料 5,000 円→10,000 円（改定）

浄化槽清掃業の許可証再交付手数料 3,000 円→ 5,000 円（改定）

3 施行日

令和6年4月1日